登録製造時等検査機関の一覧（令和８年７月１日時点）

※ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）附則第6条第1項の規定に基づく令和８年４月１日において現に登録を受けている登録製造時等検査機関を指す

※下線部は前回更新時からの変更箇所、括弧は変更前の名称等

登録番号	登録製造時等検査機関の氏名又は名称	代表者氏名（法人のみ）	住所	行うことができる製造時等検査	登録年月日	有効期間	備考
1	一般社団法人日本ボイラ協会	辻　裕一	東京都港区新橋5-3-1	ボイラー 第一種圧力容器	平成25年5月22日	令和6年3月31日から 令和11年3月30日	

製造時等検査の業務を行う事務所の名称	製造時等検査の業務を行う事務所の所在地	備考
北海道検査事務所	北海道札幌市北区北七条西7-1-30	第一種圧力容器のみ
関東検査事務所	東京都港区新橋5-3-1	第一種圧力容器のみ
長野検査事務所	長野県長野市鶴賀緑町1403	第一種圧力容器のみ
静岡検査事務所	静岡県静岡市駿河区南町14-25	第一種圧力容器のみ
中部検査事務所	愛知県名古屋市中村区名駅2-38-2	
京滋検査事務所	京都府京都市中京区御池通油小路東入	
近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	
岡山検査事務所	岡山県岡山市北区新屋敷町1-1-18	第一種圧力容器のみ
中四国検査事務所	広島県広島市中区鉄砲町7-8	第一種圧力容器のみ
香川検査事務所	香川県高松市番町3-3-17	
愛媛検査事務所	愛媛県松山市湊町8-111-1	
九州検査事務所	福岡県福岡市博多区東比恵3-4-2	第一種圧力容器のみ

登録製造時等検査機関の一覧（令和８年７月１日時点）

※ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）附則第6条第1項の規定に基づく令和８年４月１日において現に登録を受けている登録製造時等検査機関を指す

※下線部は前回更新時からの変更箇所、括弧は変更前の名称等

登録番号	登録製造時等検査機関の氏名又は名称	代表者氏名（法人のみ）	住所	行うことができる製造時等検査	登録年月日	有効期間	備考
2	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	野澤　英児	東京都江東区亀戸6-41-20　機缶健保会館2階	ボイラー	令和8年3月18日	令和8年3月18日から 令和13年3月17日	
				第一種圧力容器	平成25年12月25日	令和5年12月25日から 令和10年12月24日	

製造時等検査の業務を行う事務所の名称	製造時等検査の業務を行う事務所の所在地	備考
岩手事務所	岩手県紫波郡矢巾町広宮沢11-507-8	第一種圧力容器のみ
宮城事務所	宮城県仙台市宮城野区中野4-7-19	第一種圧力容器のみ
秋田事務所	秋田県秋田市保戸野鉄砲町9-58	第一種圧力容器のみ
山形事務所	山形県山形市鋳物町48-3	
福島事務所	福島県郡山市喜久田町卸3-39	第一種圧力容器のみ
茨城事務所	茨城県土浦市中荒川沖町2-6	ボイラーのみ
栃木事務所	栃木県鹿沼市流通センター46	第一種圧力容器のみ
埼玉事務所	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2	第一種圧力容器のみ
千葉事務所	東京都江東区亀戸6-41-20	第一種圧力容器のみ
東京事務所	東京都江東区亀戸6-41-20	第一種圧力容器のみ
神奈川事務所	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	第一種圧力容器のみ
山口事務所	山口県山口市小郡高砂町3-26	
福岡事務所	福岡県福岡市博多区麦野4-7-15	第一種圧力容器のみ

登録番号	登録製造時等検査機関の氏名又は名称	代表者氏名（法人のみ）	住所	行うことができる製造時等検査	登録年月日	有効期間	備考
3	伊藤一夫	－	愛媛県松山市鷹子町507-3	ボイラー 第一種圧力容器	平成25年4月10日	令和5年4月10日から 令和10年4月9日	

製造時等検査の業務を行う事務所の名称	製造時等検査の業務を行う事務所の所在地	備考
伊予検査事務所	愛媛県松山市鷹子町507-3	